

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       | 所管課名  | 自然保護課 | 整理番号 | 2-3 |
|-----------------------|---|-------|------|-----|
| 処分の種類                 | 特別指定希少野生動植物事業を行うものに対する指示等   |       |      |     |
| 根拠法令条例等・条項            | 長野県希少野生動植物保護条例第19条第1項   |       |      |     |
| 処分の概要                 | 知事は、第17条第1項の規定による届出をして特別指定希少野生動植物事業を行う者が第18条第1項又は第2項の規定に違反した場合においてその特別指定希少野生動植物事業を適正化して希少野生動植物の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。 |       |      |     |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | 未設定<br>(過去に処分事例がないため)   |       |      |     |
| 基準の制定根拠               | —   |       |      |     |